

## 令和5年第6回（12月）筑紫野市議会定例会

### 【予算審査常任委員会 委員長報告】

議案第63号 令和5年度筑紫野市一般会計補正予算（第3号）の件について、その審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、電気・ガス・食料品などの物価高騰に対応するため、「住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業」や、「地域活性化商品券補助事業」、「学校給食物価高騰対策事業」などを増額するものであり、歳入歳出それぞれ10億3,995万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を385億2,861万7千円とするものです。

なお、市長の提案理由説明にもあったとおり、本件については、迅速な支援を目的とした議案であることから、議案第64号 一般会計補正予算（第4号）に先立ち提案されたものです。

委員会では、「住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業」に関し、1月25日が支給予定日とのことだが、年内の支給は難しいのか、との質疑があり、執行部からは、現時点では、国から制度要綱、交付限度額、手続き等の詳細について通知があっておらず、また、通知等の作成、問い合わせへの体制を整える準備期間も一定期間必要であるため、年内支給は難しいと考えているが、準備が整い次第、速やかに支給したいと考えているとの答弁がありました。

また、一委員から、「地域活性化商品券補助事業」に関し、前回は行われた同事業については、紙ベースの商品券とキャッシュレスを併用していたが、今回キャッシュレスのみとしたのは何故か、との質疑があり、執行部からは、12月16日の販売を目指す、迅速な対応等が必要であるため、既にシステムが構築されているキャッシュレスのみの採用を考えている、との答弁がありました。

また、一委員から、「学校給食物価高騰対策事業」に関し、給食費の一月分の減免時期はいつなのか、との質疑があり、執行部からは、手続き等に係る期間を考慮し、最後の引き落とし月分を全額減免とする旨の答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

## 令和5年第6回（12月）筑紫野市議会定例会

### 【予算審査常任委員会 委員長報告】

議案第64号及び議案第65号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第64号 令和5年度筑紫野市一般会計補正予算(第4号)』の件について、ご報告いたします。

本件の歳出予算の主な内容は、介護給付等事業として1億4,291万8千円、子ども医療費支給事業として8,755万2千円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業として3,000万円、公債費元金償還事務事業として5億円などを増額し、歳入予算として、民生費国庫負担金1億1,531万3千円、土木費国庫補助金1,500万円、基金繰入金5億円などを増額するものであり、歳入歳出それぞれ12億1,936万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を397億4,797万9千円とするものです。

執行部から、補正予算を編成する理由として、介護給付等事業については、障害福祉サービスの利用者増による障がい者、障がい児に対する給付費の増、子ども医療費支給事業については、子ども医療費対象者の受診件数増による給付費増などのためと説明を受けました。

委員会では、総合保健福祉センター管理運営事業について、需用費を増額する理由はなにか、との質疑があり、執行部からは、コロナ禍で施設の利用者が減少していたものが解消され、増加に転じて

いることから、水道・下水道料金を増額するものであるとの答弁がありました。

また、一委員から、交通安全推進事業について、備品購入費を増額する理由はなにか、との質疑があり、執行部からは、小学校における交通安全教室を充実させるため、交通安全教材として信号機を購入するものであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第65号令和5年度筑紫野市一般会計補正予算(第5号)』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告を踏まえた給与改定であり、歳出予算として、報酬・給料・職員手当1億1,678万7千円などを増額し、歳入予算として、前年度繰越金などを増額するものであり、歳入歳出それぞれ1億3,251万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を398億8,049万1千円とするものです。

委員会では、今回の給与改定で、一般会計において正規職員と会計年度任用職員に影響される額はいくらになるのか、との質疑があり、執行部からは、正規職員は5,108万2千円、会計年度任用職員は7,527万9千円であるとの答弁がありました。

続いて、討論に入り、一委員から、所属する「日本維新の会」が掲げる身を切る改革の理念のひとつである、議員報酬の削減の実践と相いれるものではないという観点から反対するものである、との反対討論がありました。

また、一委員からは、人事院勧告は議員報酬のみならず、一般職員の給与についても準じていることから、同勧告については重いものであり、従うべき勧告として賛成するものである、との賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告をおわります。